

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

2. 内容

目標1：母性保護休暇、産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年4月～ 法律に基づく諸制度の調査
- 令和3年5月～ 対象者へ各種制度や給付金に関する説明会を実施

目標2：育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、全社員に向けた研修を行い、制度理解を深める。

<対策>

- 令和3年4月～ 社内研修の実施
社内ポータルサイトへの資料掲示